

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和4年12月16日（金曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前10時30分 散会

付託事件

議案第82号，議案第83号，議案第95号中第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分，議案第100号中別表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分，議案第101号，議案第104号，議案第105号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第 82号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例
- ② 議案第 83号 指定管理者の指定について（水戸市いきいき交流センターあかしあ）
- ③ 議案第 95号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中第1表中歳出中第3款（民生費），第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分
- ④ 議案第100号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第9号）中別表中歳出中第3款（民生費），第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分
- ⑤ 議案第101号 令和4年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第1号）
- ⑥ 議案第104号 令和4年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）
- ⑦ 議案第105号 令和4年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）

2 出席委員（6名）

委員 長	袴 塚 孝 雄 君	副 委 員 長	森 正 慶 君
委 員	萩 谷 慎 一 君	委 員	土 田 記 代 美 君
委 員	黒 木 勇 君	委 員	田 口 米 蔵 君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副 市 長 秋 葉 宗 志 君

福 祉 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長

横 須 賀 好 洋 君

福 祉 部 副 部 長
兼 福 祉 事 務 所
副 所 長（福 祉 総 務
課 長 事 務 取 扱）

田 中 誠 一 君

福祉部 福祉事務所参事兼 福祉指導課長	大久保 克哉 君	生活福祉課長	櫻井 学 君
障害福祉課長	平澤 健一 君	高齢福祉課長	小林 かおり 君
介護保険課長	高橋 慎一 君		
こども部長兼 福祉事務所 担当所長	柴崎 佳子 君	こども部 福祉事務所参事兼 子育て支援課長	野口 奈津子 君
こども政策課長	深谷 貴美 君	幼児保育課長	松本 崇 君
保健医療部長	大曾根 明子 君	保健医療部 副部長	小林 秀一郎 君
保健所長	土井 幹雄 君	保健医療部 保健所参事兼 保健総務課長	三宅 陽子 君
保健医療部 保健所技監兼 保健衛生課長	前田 亨 君	地域保健課長	堀江 博之 君
保健予防課長	大冢 要之 君	国保年金課長	関根 豊 君
教育長	志田 晴美 君	教育部長	三宅 修 君
教育委員会事務局 教育部参事	鴨志田 泰 君	教育委員会事務局 教育部参事兼 教育企画課長	菊池 浩康 君
教育委員会事務局 教育部参事兼 学校保健給食課長	小川 佐栄子 君	教育委員会事務局 教育部参事兼 歴史文化財課長	小川 邦明 君
総合教育研究 所 長	春原 孝政 君	学校管理課長	細谷 康之 君
学校施設課長	和田 英嗣 君	生涯学習課長	湯澤 康一 君
中央図書館長	林 栄一 君	教育研究課長	野澤 昌永 君

6 事務局職員出席者

議事課長補佐	綱島 卓也 君	書記	檜原 和則 君
--------	---------	----	---------

午前10時 0分 開議

○袴塚委員長 それでは、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第82号ほか6件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第82号ほか6件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、初めに、昨日の質疑で持ち越しとなっております議案第95号について、執行部より説明を願います。

菊池参事兼教育企画課長。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 おはようございます。

それでは、議案第95号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第8号）につきまして、福祉部、こども部、保健医療部、教育部提出の文教福祉委員会所管施設の電気料等について御説明させていただきます。

本資料につきましては、各部にまたがる内容となっておりますので、表の構成等について、私のほうで説明をさせていただきます。

1の光熱水費につきましては、市が直営で運営している施設の電気料及び燃料費について記載しております。

2の指定管理委託料につきましては、指定管理者に委託して運営している施設につきまして、(1)の燃料費と(2)の光熱水費に分けて記載しております。それぞれの記載内容は、表の左から、款、事業名、種別といたしまして、電気料、都市ガス、灯油、軽油、重油等の別を記載し、さらにその右に当初予算額、それから今年度の所要見込額を記載し、その差を差引追加額、今回の補正予算額とし、その伸び率を示しております。

契約相手は、電気につきましては東京電力が多くなっていますが、総合教育研究所、小学校、中学校、図書館、博物館については小売り電気事業者を活用しているものです。これは平成24年に、当時の特定規模電気事業者の活用について検討を始めまして、まずは効果の見込める学校施設で7社の指名競争入札を行い、順次拡大してきた経緯がございますが、電力の消費規模によって、応札が見込めるか否か等の事情もあり、文教福祉委員会所管施設ではお示した状況でございます。

次に、表の右側の補正の主な理由といたしまして、参考となる従量料金等の変動傾向を記載しておりますが、電気と都市ガスについては5割からそれ以上の伸び率となっており、燃料費につきましても1、2割の伸び率となっております。したがって、今回の補正の全体的な要因といたしましては、単価の伸びによるところが大きいと考えておりますが、そのほかにも、例えば、現時点までの電力消費量等が当初の見込みに対して増えていけば、その分の不足額が大きくなり、補正額への影響が大きくなりますし、その逆で消費実績が少なければ補正額も少ないといった場合もありまして、各施設の運営状況によりまして、補正額や伸

び率に違いが生じているものがございます。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

説明は以上です。

○袴塚委員長 黒木委員。

○黒木委員 資料、ありがとうございます。

その他の特記事項でF-Powerから現在、ミツウロコという、図書館、博物館ですけれども、F-Power撤退となっておりますが、ちょっとこここのところを説明いただければと思います。

○袴塚委員長 F-Powerの電力会社からミツウロコに替わった経緯は御説明できますか。名称変更じゃないですね、供給電力会社が替わったんですね。

菊池参事兼教育企画課長。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 F-Powerというのは小売りの、いわゆる新電力と言われている会社なんですけれども、こちらが会社更生法の適用となりまして、今後の事業継続ができないということで、入札には応じなかったということで、ほかの会社が応札したという状況になります。

○袴塚委員長 これ、年度内の変更でしょう。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 このF-Powerからミツウロコというのは、令和4年4月からミツウロコになっております。年度当初です。実際に、予算の編成段階では従前の会社の単価等で予算を策定しておりましたので、年度が始まってから単価等に変動が出て、予算が不足するというような状況が生じていると思います。

○袴塚委員長 黒木委員。

○黒木委員 各施設の光熱費というのは年度当初契約、毎年契約されるものなんですか。それとも、普通の家庭であれば、東京電力と契約すれば、何もなければずっと東京電力なんですけれども、この自治体というのは毎年の契約、入札という形になるのか、教えていただきたい。

○袴塚委員長 菊池参事兼教育企画課長。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 こちらに記載しております東京電力以外の会社につきましては、毎年入札をして相手を決めているという状況でございます。東京電力に関しては継続契約という形になっております。

○袴塚委員長 新電力会社というのは、そのときの発電容量等によって、単価が安くなったりするということで、自治体でも新電力と契約したんだけど、途中で電力の供給が追いつかなくて、契約を解除して、また東電に戻ったとか、そういう例は現実にあるんですか。

F-Powerって、これガスじゃないでしょう。ガスですか。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 違います。電気です。

○袴塚委員長 黒木委員。

○黒木委員 電気は分かりました。東部ガス、ミツウロコとかあるんですけども、ガスも年度当初の入札なんですか、それとも継続ですか。

○袴塚委員長 菊池参事兼教育企画課長。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 ただいまの御質問でございますけれども、ミツウロコはガスのイメージがあるんですが、今回の中身としましては都市ガスは全て東部ガスになっております。

○黒木委員 入札、それとも継続で。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 東部ガスも継続となっております。

○袴塚委員長 大丈夫ですか。

○黒木委員 大丈夫です。

○袴塚委員長 それでは、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 ないようですので、議案第95号についての質疑は終わります。

以上で、付託されている議案についての質疑は全て終了いたしました。

それでは、付託議案につきまして、一通りの質疑を行いましたので、これより各議案について御意見等を伺いながら、採決に入ってまいりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 御異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決の方法は、挙手によりお願いいたします。

それでは、議案第82号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら御発言を願います。

土田委員。

○土田委員 議案第82号、水戸市介護保険条例の一部を改正する条例の、この定数人数の部分は昨日の質疑で一応納得をいたしました。ただ、今、12部会で1日40件、年300回をやっているという状態で、今後、介護の認定の数がまた増えてくるような状況とか、認定に時間があまりにもかかってしまうような状況になったときに、この部会を増やすようなことも考えながら円滑に進めていただきたいと思います。

意見を言いまして、賛成いたします。

○袴塚委員長 ほかにありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 ないようですので、議案第82号について採決を行います。

議案第82号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○袴塚委員長 総員挙手であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号 指定管理者の指定について（水戸市いきいき交流センターあかしあ）について、御意見等がございましたら、御発言を願います。

土田委員。

○土田委員 議案第83号につきましても賛成をいたしますけれども、今回のあかしあは老人福祉センター

の機能と子育て機能と両方を兼ね備えるということで、新しい試みかと思いますので、充実した施設になるように、しっかりと見ていただきたいと思います。

意見を言いまして、賛成です。

○袴塚委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 ないようですので、議案第83号について採決を行います。

議案第83号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○袴塚委員長 総員挙手であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中第1表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分について、御意見等がございましたら御発言を願います。

田口委員。

○田口委員 議案第95号については、それぞれ電気料金等の高騰による補正額が出ているわけですが、先ほどの資料で説明がありましたが、全体の意見として、この電力事情は非常に変化が大きいということですが、市民が利用する施設でありますので、今後においては不安定な情勢の中でも安定的に電気を供給できることを目的とした契約となるよう十分検討していただきたいということを申し上げたい。

○袴塚委員長 黒木委員。

○黒木委員 今回、燃料費の高騰ということで、電気、ガス等の値上げに伴う補正ですけれども、各学校施設、また福祉施設が文教福祉委員会の所管になっておりまして、それぞれ新型コロナウイルス感染症が今、非常に流行の兆しを見せている中で、この密閉空間がクラスターの発生原因になると、また密集、密接というこの3つの条件がそろってクラスターが発生するということがありますので、電気代は非常に高い、それは高いんですけれども、特に学校施設、福祉施設においてはしっかりと換気はしていただいて、決して電気代というところでは、大きく気にすることなく、感染症対策という部分をしっかりと行っていただきたいという思いがありますので、その分、無駄な電気は節電でお願いしたいんですけれども、必要以上に暖房を止めないということもお願いしたいと思いますので、福祉施設もあわせてよろしく願いいたします。

○袴塚委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

ないようですので、では、議案第95号について採決を行います。

議案第95号中第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○袴塚委員長 総員挙手であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第9号）中別表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分について、御意見等がございましたら、御発言を願います。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 ないようでございますので、議案第100号について採決をいたします。

議案第100号中別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○袴塚委員長 総員挙手であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号 令和4年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第1号）について、御意見等がございましたら、御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 ないようでございますので、議案第101号について採決を行います。

議案第101号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○袴塚委員長 総員挙手であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号 令和4年度水戸市介護保険会計補正予算（第2号）について、御意見等がございましたら、御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 ないようでございますので、議案第104号について採決を行います。

議案第104号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○袴塚委員長 総員挙手であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第105号 令和4年度水戸市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）について、御意見等がございましたら、御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 ないようですので、議案第105号について採決を行います。

議案第105号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○袴塚委員長 総員挙手であります。

よって、議案第105号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案第82号ほか6件の審査は全て終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告書について、お諮りをいたします。委員会報告書の作成につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、この際、特に執行部より発言を求められておりますので、これを許します。

高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

今回、介護保険料の一部につきまして、賦課の誤りがあったことが判明いたしました。

内容につきまして、福祉部介護保険課提出資料により御説明させていただきます。

初めに、1の経緯でございますが、介護保険料の賦課決定の期間制限について疑義が生じたことから、システムを確認いたしましたところ、設定に誤りがあり、一部の被保険者に対して誤った保険料の請求、または還付をしていたことが判明いたしました。

2の内容でございますが、介護保険料の賦課決定に関しましては、平成27年4月改正の介護保険法第200条の2の規定によりまして、平成27年度以降の第1号被保険者の保険料からは、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して、2年を経過した日以降においては賦課決定することができないとされているところでございますが、システムの起算日設定の誤りにより、一部の被保険者に対しまして、2年を超えて保険料変更の賦課決定をいたしておりました。

(1)の対象年度でございますが、平成27年度分から令和2年度分までの介護保険料につきまして、平成29年度から令和4年度の間に変更したものの一部になってございます。

(2)の対象者及び対象金額でございますが、賦課決定ができる2年を超えて誤って徴収した保険料が79人に対しまして189万2,490円になってございます。また、誤って還付した保険料につきましては、67人に対しまして166万4,160円になってございます。

3の対応でございますが、誤って徴収をした方々に対しましては、おわびの文書を送付するとともに、当該徴収分の返還を行ってまいりたいと考えております。また、誤って還付をした方々に対しましては、賦課決定できる2年を経過していることから、返納を求めないものとしてまいります。

4の再発防止策でございますが、保険料の算定における事務処理方法を見直すとともに、保険料に係る法令等の改正内容につきましては、システム委託業者も含めまして情報共有を徹底し、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

資料の裏面には、参照条文を記載させていただいておりますので、お目通しいただきたいと思います。

対象となる被保険者の方々に対しまして、多大なる御迷惑をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

説明は以上でございます。

○袴塚委員長 ありがとうございます。

内容等については何か御意見はございますでしょうか。

黒木委員。

○黒木委員 再発防止対策ということで、システム委託業者と情報共有を徹底するということがあったんですが、システム委託業者というのは、平成27年度から令和4年度まで同じ業者なんですか。

○袴塚委員長 高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

システム委託業者は同じ業者となっております。

以上でございます。

○袴塚委員長 黒木委員。

○黒木委員 情報共有が足りなかったということのように思えるんですけども、これから情報共有をやっていくということで、今まで例えば1人の職員、2人の職員がやっていて、今度は3人になりますよとか、課長さんが最後確認しますとか、具体的に何を变えようとされるのか、お聞かせ願います。

○袴塚委員長 高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

情報共有という言葉を使わせていただきましたけれども、そのシステムに設定している内容について、お互いに意図しているものと少しずれて認識していたことで、その設定が誤っていたという部分がありますので、そういうところできちんと意図したところが伝わるような情報共有をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○袴塚委員長 黒木委員。

○黒木委員 私も民間の会社に長く勤めていたので、こういうことが起きると、やっぱり例えば担当者がこれまで2人でチェックしていたのが、今度3人にしようとか、4人にしようとか、そういう改善をしていかなければならないんですけども、そういうのはやられるんですかという辺りもちょっとお聞きしたいんですけども。やらないと駄目だとは思うんですけども。

○袴塚委員長 高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

御指摘のように、担当者に任せているのではなく、上司も含めて確認をしてみたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○袴塚委員長 いいですか。

田口委員。

○田口委員 このシステムの誤りによって賦課の誤りがあったということですが、この対応については文書を送付するというふうに書いてありますけれども、今は詐欺事件でこういう還付金に対してというような記事を新聞でも非常に目にするわけですが、文書を送付ということはそれのみですか。文書だけを送る対応というのは、どんな形にして文書を送付するのか。また、それだけなのか、あるいはそれ以外もあるのか。

○袴塚委員長 高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず、金額を相手にお知らせするという意味で、正式に伝わるように文書ということでは考えておりますけれども、そのほか丁寧な説明はしてまいりたいと考えておりますので、その辺はまたしっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○袴塚委員長 田口委員。

○田口委員 丁寧に対応してまいりますと言うけれども、文書を出して、その後何かするんですか。聞かれた場合にすることとか。何か、そこら辺がちょっと曖昧っぽいんだけど。

○袴塚委員長 高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今現在では文書でということ、考えておったところでございますが、ただいまの意見も踏まえまして、文書送付の前後にどういった形で連絡するかというところをちょっと検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○袴塚委員長 田口委員。

○田口委員 対象者が不安にならないような対応をしていただきたいなど。

それで、この誤って還付した保険料というのは、2年を経過しているので返納を求めないと書いてあるんですよね。そうすると、会計の処理ってどういうふうになるんですか。還付する人と返納もしない人というふうになった場合に、年度の会計の処理というのはどういうふうになるんですか。

○袴塚委員長 高橋介護保険課長。

○高橋介護保険課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

こちらに記載させていただいている金額につきましては、既にいただいているもの、もしくは還付という形でお渡ししているものですので、今回、新たな会計処理といたしましては、こちらが誤って徴収した方に対する返還分を補助金のような形で支出していく予定でございます。

以上でございます。

○袴塚委員長 だから、一般財源からすくって介護保険会計に入れる以外にないんだ。

もう一度聞きますか。

田口委員。

○田口委員 いいです、大丈夫です。

○袴塚委員長 ほかにありますか。

大丈夫ですか。

それでは、システム上の過ちだということなんで、システムが納入されたときに黒木委員さんからお話があったように、しっかりとやっぱりチェックをすると。1人の担当者ではなあなあになっちゃっている部分もあるので、システムがきちんとできているかどうかという、ダブルチェック、トリプルチェックぐらいをするような、そういう形でやらないと難しいと思うので、しっかりお願いしたいと思います。

この件については終わりにしたいと思います。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付しました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対しまして、申出を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

次に、来月の委員会について、お知らせをいたします。

来月の委員会は明年、1月10日火曜日、午後1時30分より開催したいと思いますので、よろしく願います。

なお、通知につきましては、1月4日水曜日に発送をさせていただきますので、御承知おき願いたいと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時30分 散会